

令和3年7月定例農業委員会 会議録

令和3年7月12日（月）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・議案第1号 非農地証明願いについて
- ・議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・議案第6号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について

(中間管理事業分)

- ・議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- ・議案第8号 別段面積（下限面積）の設定について

4. 報 告

- ・報告第1号 人・農地プランについて

5. その他

6. 閉 会

○事務局 お待たせをいたしました。令和3年度総会に続いて、令和3年7月農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会等に関する法律27条第3項の規定により出席委員について、ご報告申し上げます。農業委員11名全員の出席があり、定足数に達していますので、総会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

議事の進行につきましては、農業委員会規則の規定により、会長が議長となるとなっております。以後会長につきましては、議事の進行をお願いいたします。

○議長 それでは、先ほどの総会に引き続いて、定例農業委員会を行います。このメンバーでは最後の審議となりますのでよろしくお願いします。この3年間本当に丁寧に、そして慎重に審議をいただきまして、大変ありがとうございます。先ほども申しましたが、農業委員会活動というのは、優良農地をいかに守っていくか、そしてそれを次の世代にどんな形でつなげていくかというところが、大変重要な、ことになってくると思います。委員の方々については、31日をもって終了するわけですが、それぞれのまた立場で、橋本市の農業の振興に対しまして、また尽力をしていただきたいな、そういうふうに思っておるところでございます。本当に、3年間、皆さん、農業委員会活動、ご苦労さんでした。ありがとうございました。

それでは、7月の定例の議案に入ります。議案の審議に先立ちまして、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号6番の田中里美委員。議席番号8番の林義文委員の2名を指名いたします。また、書記には事務局職員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議事に入ります。本総会では、審議いたします案件は、提出議案8件、報告1件です。議案第1号、非農地証明願についてを上程し2案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局 非農地証明願いについてご説明いたします。非農地証明は、農地法が施工される前に、昭和27年10月から農地がすでに農地以外の物となっているものや、昭和27年以降、何らかの原因で非農地に転用し、20年以上が経過し、周囲の状況から判断に、将来的にも農地として利用するのは困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合に、所有者が申し出でき、当該証明を発行するものとなっております。

議案書及び位置図の非-1ページをご覧ください。整理番号1番、申請地は、橋本市恋野……。台帳地目は畑、現況は山林です。当該地は平成10年に相続により取得しましたが、以前より山林化していたため営農しておらず、また、農業委員会が毎年行っている農地の利用状況調査結果からも、農地に復元できないと判断されていました。農業委員による意見書の確認印は、大西委員に戴いていますが、総合意見として、雑草雑木が繁茂し、農地の再生は困難とされています。

整理番号2番。申請地は、橋本市野……。台帳地目は畑、現況は宅地です。当該地は昭和43年ごろに隣接地に建物を建設した際、敷地の一部となっていました。隣接地である野……が、昭和52年に、地目変更し宅地となっておりますが、この時点で一緒に地目変更を行うべきでしたが、失念していました。農業委員による意見書の確認印は、岡本委員にいただいておりますが、総合意見は特にございませぬ。ご説明は以上です。後ほど関係委員の追加説明を願った上で、ご審議をお願いします。

○議長 事務局の説明が終わりました。関係委員さんから追加説明をお願いします。

○大西正明委員 3番の大西です。現状を確認させてもらったところ、事務局の説明があったとおりで、申請人も遠方に出られて、以前は、この近くに住んでたんですけど、もうこちらに帰ってくるということもなく、現状のまま、近隣の人も耕作してくれる土地でもなさそうなので、現状通りの管理という形に認めさせていただきました。以上です。

○**岡本委員** 9番の岡本です。2番の案件も事務局の説明通りでございまして、非農地ということで、適正と考えております。以上です。

○**議長** はい。これより質疑に移ります。質疑される方はお発言願います。ありませんか。（特に意見なし）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第1号、非農地証明願について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、4案件について、事務局の説明を求めます。

○**事務局** 議案第2号農業法第3条の規定による許可申請についてをご説明いたします。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請がありまして、譲渡人・・・、譲受人・・・ほか1件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第2号でご審議いただく2案件は、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号に該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないこと。また、農業委員会が定める別段の面積、下限面積を超えていることから、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書及び位置図の3-1、また別紙調査書をご覧ください。整理番号1番、橋本市胡麻生・・・、・・・、・・・番の計3筆、合計面積2,284㎡について。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転です。・・・さんは、維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは・・・のため、承認願いたいとのことです。譲受人は、農地約・・・aを耕作する農業者です。この度、耕作に便利な隣地の申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、田中委員にいただい

ます。

整理番号2番。橋本市高野口町大野・・・、・・・の計2筆。合計面積1,190㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による所有権移転です。・・・さんは、維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願いたいということです。譲渡人は・・・に在住しており、従前からの耕作者が病気により管理できなくなり、譲受人との売買に至りました。譲受人は、農地約100aを耕作する農業者です。この度、耕作便利な申請地を譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、池田委員にいただいております。

説明は以上となります。後程、関係委員の追加説明を願った上で、ご審議お願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。関係委員さんから追加説明をお願いします。

○田中委員 6番、田中です。整理番号1番の説明をします。譲渡人の・・・に連絡をしましたら、子供に任せていると言われました。子供さんと話をして欲しいと伝えましたが、行政書士さんの委任状があり、行政書士さんに聴いてほしいとの、連絡がありました。委任状が添付されているので、行政書士に連絡を取り、確認しました。譲受人の・・・には、確約書もちゃんと添付されています。申請地は譲受人の水田の隣の場所となります。今の現況は、・・・という方が耕作されていて、収穫が終わり次第返却するとのこと。来年度からは、水田をするということです。以上です。

○池田委員 はい。10番、池田です。2番の案件を説明いたします。この土地に関して、病気のため、作られている方が申請地の近くでたくさん農地を、機能集積や売買で処分っていうかな、売手を探してる状態になりまして、譲渡人の土地を、譲受人は、主に水田を中心に作っておられる方で、お互いに意見がまとまって契約となりました。問題ございません。

○議長 はい。これより、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り許可することに決定をいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程をいたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書及び位置図4-1及び別紙調査書をご覧ください。議案3号でご審議いただく案件は、現地調査により、転用による著しい影響はないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし、審査した結果、許可要件を満たしていると判断されます。

整理番号1番、橋本市柏原・・・代表地目田、現況地目畑、132㎡について。本件申請は、農業の継続が難しくなり、宅地として処分するために、進入用道路が必要となりました。現在、腰を痛め農業の継続が難しくなったところ、本申請地東側隣接地で住宅建築の話がまとまり、進入路が必要となったため、敷設したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水は西側道路側溝へ放流となっています。この件について、紀の川用水土地改良区並びに地元区長の意見書及び同意書が添付されています。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されています。隣接する農地が2筆ありますが、2筆すべて、同意を得ています。農業委員による意見書の確認印は、岡本

委員にいただいています。本申請地の農地区分は、市街地の区域、または市街地の傾向が著しい区域から500メートルの区域内、かつ市街地の区域等に接している一団の農地の規模が10ha未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を伺った上で、ご審議お願いいたします。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。関係委員さんから追加説明をお願いします。

○岡本委員 ちょっと事務局に聞きたいのですが、ここで第2種農地になったんですけど、次の4号議案の、4番と関連します。ここは第3種農地ということになってるんですけど、これ同じ場所なんですけど、これでよかったですかね。すみません。お願いします。

○事務局 はい。4号議案の4番、ページ番号4番につきましては、議案書が第3種農地になっておりますが、第2種農地になります。第3を、第2に置き換えていただけますか。お願いいたします。

○岡本委員 隣接地も全部了解っておりますので、特に問題ないものとして、これで進めていっていったらいいと考えております。以上です。

○議長 はい。これより質疑に移ります。質疑される方は、ご発言願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見をふして、原案の通り県知事に進達することに決定をいたします。

議案第4号、農地第5条の規定による許可申請についてを上程し、5案件について、事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案第4号でご審議いただく5案件は、現地調査により、転用による著しい影響はないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査した結果、許可要件を満たしていると判断しています。

議案書及び位置図5-1からご覧ください。整理番号1番。橋本原田・・・、台帳地目現況地目共に畑、・・・㎡について、本件受け人は、このたび、親の住んでいる同区内で、本申請地を取得し、木造二階建て住宅及び鋼材、木材、碎石等の資材置き場として利用したいとのことです。排水計画では、汚水及び排水は市公共下水へ接続放流し、雨水についてはU字側溝で収水し、流末柵より南西公共水路へ放流となっています。この件について地元区長の同意書が添付されています。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の融資に関する書類が添付されています。隣接農地が3筆ありますが、3筆すべて合意をえています。農業委員による意見書の確認印は、木下委員にいただいております。本申請地の農地区分は第1種住居地域から500メートル以内の区域内の農地であることから、第2種農地と判断されます。

整理番号2番。橋本市原田・・・、・・・、・・・。いずれも台帳地目は田、現況地目は畑。合計・・・㎡について。本件受け人はこのたび、同区内で申請地を取得し、鋼材、木材、碎石等の資材置き場として利用したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については、自然浸透とし、未浸透分について右側へ自然放流となっています。この件について、地元区長の同意書が添付されています。事業に要する経費は・・・円と見

積もられ、事業経費以上の残高証明書が添付されています。隣接する農地はございません。農業委員による意見書の確認印は木下委員にいただいております。本申請地の農地区分は、第1種住居地域から500メートル以内の区域内の方であることから、第2種農地と判断されます。

整理番号3番。橋本市野・・・。台帳地目現況地目共に畑・・・㎡について。本件受人は市内・・・で小料理店を営んでいます。このたび店舗移転のため、本申請地を取得し、駐車場として利用したいとしています。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については、自然浸透とし、未浸透分について、西側道路側溝及び南側既存水路へ放流となっています。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されています。隣接する農地が3筆ありますが、3筆ともすべて同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は岡本委員にいただいております。本申請地の農地区分は、第1種住居地域内の農地であることから、第3種農地と判断されます。

整理番号4番。橋本柏原・・・、・・・。台帳地目、現況地目ともに畑・・・㎡について。本件受人はこの度、本申請地を取得し、平屋建て住宅を建築したいとしています。排水計画では、汚水は公共下水へ放流し、雨水については、敷地内で集水後東側公共水路へ放流となっております。この件について、紀ノ川用水土地改良区並びに地元区長の意見書及び同意書が添付されております。事業に関する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の融資に関する書類が添付されております。隣接する農地は6筆ありますが、6筆すべて同意を受けております。農業委員による意見書の確認印は、岡本委員にいただいております。本申請地の農地区分は、第1種住居地域から500メートル以内の区域内のってあることから、第2種農地と判断されます。なお、この4番の、・・・の・・・㎡分については、先ほどご

審議をいただきました件と重複しておりますので、よろしく願いをいたします。

整理番号5番。橋本市高野口町嵯峨谷……。台帳地目、現況地目とも畑、……。㎡について。本件受人は、建設業を営んでいます。この度、本申請地及び隣接地を取得し、自営業拠点として、木工の屋外作業場及び木材の資材置き場として利用したいとしています。排水計画では、汚水、雑排水は発生せず、雨水については、自然浸透とし未浸透分については、南側へ自然放流となっています。この件についての地元水利組合の合意書が添付されています。事業に要する経費は、現況利用のため発生しておりません。隣接する農地が2筆ありますが、1筆は同意を得ており、また1筆は自己所有地であります。農業委員による意見書の確認印は、吉田委員にいただいています。本申請地の農地区分は、農用地区域内農地、第1種農地及び第3農地に該当しない農地であることから、第2種農地と判断されます。説明は以上となります。後ほど関係委員の説明を願った上で、ご審議お願いします。以上です。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。関係委員さんから順次説明をお願いします。

○木下委員 2番、木下です。1番、2番の案件について説明させていただきます。現場は、柿畑でありまして、申請人は遠方地に、住んでいますので、耕作してもらったという現状であります。で、譲受人さんから、今回は売ってくれという話ありまして、耕作してもらった人とは、円満に解決、話が進んでいるということで、何ら問題ないと判断します。ご審議よろしく願いいたします。

○佐藤委員 推進委員の佐藤です。3番の件、事務局の説明通り問題ないと思います。

○岡本委員 9番、岡本です。4番の件につきましては、先ほど4条申請でありましたところの一番奥に家を建てるということで、これも隣接の方々が了承しておりますので今回転用しない部分は田のまま置いといて、場合によったら、どうしていくかまた変わってくるかもわかりませんが、一応、地域としては、これで結構ですということですから、この計画で結構か

と思います。以上です。

○吉田委員 1番吉田です。5番の案件についてご説明申し上げます。譲渡人・・・は、高野口町嵯峨谷の出身の方ですが、現在和歌山市に在住されて、農地の維持管理に大変苦慮するってような状況下にあります。最近、水管を取り壊し更地の状態になってます。今回は、本物件の南側にあります、・・・、宅地、・・・㎡と同時に購入されるということで、同物件上に倉庫が建っている状態にあります。自営業、建設業の拠点として、一括活用をしたいということで、今回購入する物件については、屋外作業所、資材置き場というふうな形で利用するというご聞きをしております。以上でございます。

○議長 はい。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

○廣田委員 5番の廣田ですが、4番の案件を、・・・㎡で先ほど4条申請に同じ面積の同じ方で出てきて、これの解釈仕方、私流に解釈するのですけれども、4条で道を我で作って、その作った道を、5条で人に譲ったという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局 はい。ご説明させていただきます。ページ番号4番につきましては、実は4条の許可申請を先にご審議いただきましたが、本来であれば、この4条の申請も含めて、5条申請で一本、で行っていただくのが本来であるのですけれども、今回の・・・㎡につきましては、4条で申請をされた方が、すべてこの道の部分についてはお金を出して、お金を出した後、登記について、共有名義にするために、4条申請と5条申請に分けて、申請をしてきたというのが、今の状況になっております。委員のおただしの件ですけれども、5条申請の中に・・・㎡と入っておるところですが、登記を共有名義で登記するために、5条申請の中にこの部分も入れておかないと、許可証の発行と法務局での登記ができないことが4条、5条の、重複して申請をされたということになります。本来であれば、5条申請一本でいける案件でございます。以上になります。

○**廣田委員** ありがとうございます。

○**議長** 他にありませんか。

(質疑なし)

はい。質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見を付して、原案の通り県知事に進達することに決定いたします。なお、議案第4号、1番の案件は、1,000㎡以上の転用となるため、和歌山県農業会議の申し合わせ決議により、常設審議委員会への意見聴取の対象となります。事務局は、資料の送付等準備をお願いいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について。並びに、議案第6号、同設定について、中間管理事業分を、橋本市農業委員会規則第9条の規定に基づき、一括審議といたします。事務局に説明を行います。

○**事務局** それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定につ

いてご説明いたします。議案書の基-1ページ及び位置図の基-1ページをご覧ください。

今月の申請は1件となっております。整理番号1番の案件についてご説明いたします。利用

権の設定を受けるものは……。利用権の設定するものは……。利用権を設定する土地

は、橋本市隅田町下兵庫……。15筆となっております。現況はすべて畑で、面積は合

計……。㎡となっております。利用権の種類は、使用貸借で果樹園として利用いたします。

利用権の期間は5年間となっております。

続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定につ

いて、農地中間管理事業分についてご説明いたします。議案書の中－1ページから6ページと、位置図の中－1ページをご覧ください。今月の申請は合計21件ですが、代表して整理番号1番の案件をご説明いたします。利用権の設定を受けるものが、……。利用権の設定をするものは、……。利用権の設定する土地は、橋本市妻……。……。現況地目は田で、面積は合計……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で畑として利用すると伺っております。利用権の期間は5年間となっております。

今回、中間管理事業を利用して設定する土地は、全部で58筆、合計4万2、693.42㎡となっております。なお、今月の案件つきましては、本年1月より運営されました一括方式により申請されたもので、本総会終了後、直ちに公告を行い、すぐに賃借人の方に、権利が設定される形となっております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。委員さんで追加説明があればお願いします。

○田中委員 6番 田中です。14番の説明をします。令和3年の2月に……。と農業公社で契約を行っていましたが、一旦取り消しをして、令和3年5月に、農業法人として、……。から……。ということになりました。今までは使用貸借でしたが、今回からは賃貸借になりました。申請地の確認に行きましたら新たにみかんの苗木が植えられていました。草もきちんと刈られて、特に問題ないと思います。以上です。

○向井推進委員 推進委員の向井です。8番から13番。これ今回、……。の方がですね、この柱本の……。さんに田んぼを作ってもらうっていう話なんですけれども、矢倉脇の方々は、……。さんに作ってもらえて、喜んでおるという状況で問題はないです。問題はないのですが、今回言いたいのは、嶋さんが作ってくれるのは非常に嬉しいんですけども、今現状はこれでいいんですけども、この先10年先、これは私不安でちょっと、どうなんだろうなということは、私の方も感じております。これが一つ。2点目になるのですが、……。さん

から教えてもらったので、私が勉強不足かもしれないんですけども。この中間管理機構を利用すれば、何か交付金をもらえるんだという話がありまして、もしそういうのがあるんですたらちょっと勉強のために教えてもらいたいなと思っております。以上です。

○議長 事務局、わかったらちょっと説明してほしいな。

○事務局 はい。事務局 三浦です。ご説明をいたします1点目の・・・さんに、たくさん農地が行くんで、今後、・・・さんができなくなったときにどうするかっていうことなんです。が、今、国の動きとしては、その地域の中心経営体にできるだけ集積していこうということで取り組んでいます。そういう意味では、このやり方というのは間違いがない、目先のことだけ考えると、確かにそういうふうになると、農機具も、技術を持った方に譲っていくというのが適切かなというふうに考えております。ただ、10年後先ですね、その方が年を取っていきなりだ大部分が耕作放棄になるんじゃないかという懸念に関しましては、それはおっしゃる通りかなというふうに考えております。で、今後ですね農業施策にも関わってくることもなんですけども、その辺を次世代にどうつなげていくかってことに関しましては、結構難しい問題はあるんですけども、また農業委員会でもおそらく議論いただいた上で、市の政策でもやっていかなあかなというふうには考えております。これが1点目。

2点目の・・・さん、中間管理機構を通せば反あたり2万円くれるという話を聞いている、補助金があるというふうに聞いているということなんです。が、本年4月施行の農業振興条例におきまして、この農地中間管理機構を通した上で、本人さんが中心経営体、地域の中心的な経営体さんっていうかね、人・農地プランに位置付けられた人であれば、反あたり2万円の補助金を交付するというふうにしております。話が前後するんですが、これは何のためにするのかというと、やはり地域の中心経営体にできるだけ農地を集積していこう、集約していこうということで、やってる制度ということになっておりますので、これは今年度4月から、

実施してる施策ということではありますが、確かに皆さん知らんという方もいらっしゃるんで、一応中間管理機構を通してということであれば、本人さんから申し出なかったとしてもこちらからそういう補助金ございますよという、お知らせは、させていただいてるということですので、あとの施策含めて、農業振興条例の、これはもうちょっとこう周知していくべきちゃうかっていう話については、今後、こちらでも対応していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 8番から14番までの追加説明と、答えがあったわけですが、他に追加説明ありませんか。

ないようですので、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

○廣田委員 5番の廣田でございますが、最近、農業者団体、もう横文字で何とか何とかって言うところが多くなってきて、さっぱりどんな団体かわかりかねますんで、次回からで結構でございますんで、何やらファームとかって言うようなところはこういう会社ですよって言うのをちょっとところに書いておいていただいたら、理解しやすいと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 要望ですんで、1つ、次回から横文字出てきたやつは、ひとつ説明を、農業法人の説明をしてあげてください。

他に質問ありませんか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定について、並びに議案第6号同設定について中間管理事業分、本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定をいたします。

議案第7号、相続人の納税猶予に関する適格者証明願についてを、上程し事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。

議案書及び位置図の納-1をご覧ください。整理番号1番、申請地は、橋本市高野口町小田・・・、・・・の2筆です。合計面積・・・㎡について、本申請は、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けるために必要となり、3年に1度、税務署に提出書類の一つとなっております。農業委員による意見書の確認印は、林委員にいただいております。以上、説明は以上になります。後ほど関係委員の追加説明願った上で、ご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。関係委員さんで、追加説明をお願いします。

○林委員 8番の林です。現在も申請者が消毒もして一生懸命はっさくや野菜を作っているところになります。以上です。

○議長 これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。議案第7項、相続人の納税猶予に関する適格者証明願について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

議案第8号別段の面積、いわゆる下限面積の設定についてを上程し事務局に説明を求めます。

○事務局 議案第8号、別段の面積、下限面積の設定についてご説明をいたします。議案書別-

1をご覧ください。別段の面積については、農地法等の中で、下限面積は国の基準に従い、

地域の实情に応じて、農業委員会で決定できるとあり、農林水産省の通知で年1回、農業委員会で検討することとなっております。橋本市農業委員会では、先ほどの年度総会のご説明をいたしました。昨年7月には橋本市空き家バンク制度の改正に合わせて、空き家に付随する農地については0.01aの設定を行いました。また9月には橋本市の農業区域を自然的経済的条件から見て、市内全域を概ね同一と認められることから、下限面積を20aに統一しております。事務局といたしましては、申請件数の増加に伴う農地の流動化や農業者の負担軽減等に一定の効果もあり、また、県下他市町及び近隣市町とのバランスも考慮して、今年度も昨年度同様に、下限面積については20a、空き家に付随する農地は0.01aにすることについてご審議をお願いするものです。以上です。

○議長 これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第8号別段の面積、いわゆる下限面積の設定について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

次に報告第1号、実質化された人・農地プランについて、事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。先ほどご審議をいただいて、承認された内容からの説明となりまして、先ほど田中委員からもご説明がありましたように、個人から法人に権利が変わったので、このような形になっております。人・農地プランの紀見地区について、地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向ある農業者として、農地中間管理事業を使って利用権設定をされたので、・・・さんが追加されるということになります。以上です。

○議長 はい。それでは、その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございま

せんか。

○田中委員 6番、田中です。先ほど私のところの農地法3条あったんですけども、譲り渡し人が高齢で、電話しても、私はもう子供に任せてるんやということで、言われたんですけどまあ、今回は委任状がちゃんと添付されていたので、私は行政書士の方に聞いて確認したんですけども。これから先、申請者が高齢で、私は子供に任せてるんや、子供に聞いてくださいとか言われたら、どうしたらいいんですかね、もう、その子供さんに聞いていいものなのかちゃんとした申請人、その土地の名前の人に聞かなくてはいけないのか、もう子供に任せてるっていうから、子供さんにやってもらってもいいもんなのか、何かそういうところは私、経験不足なんで、難しいかなって今思っています。以上です。

○議長 基本的には処理の仕方やと思うんやけど事務局さんわかってたら、ちょっとアドバイスしてあげてください。

○事務局 田中委員ご指摘の件ですけれども一言で言えば、事務局が受け付けのときにきちっと確認チェックできておれば、こういった、ご不便をおかけすることはなかったと思います。今後、受け付けの際はもっと気を付けて受け付けていきたいと思っております。ただ、しかしながら申請につきましてはあくまでも、登記の方の申請でありますので、今回のように、土地の所有がお父さんやけど、実質的には子供さんがしている場合には、その辺りも含めてきちっと確認をした上で、意見書ということで、また出したいと思えます。今後、すいませんでした。ご迷惑をおかけしました。

○議長 他にありませんか。ないようございまして、以上で本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了をいたしました。令和3年7月農業委員会総会を閉会をいたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年7月12日

会 長 土井 清美 ⑩

6 番 田中 里美 ⑩

8 番 林 義文 ⑩